

第十回国会 大蔵委員会 議録 第二十二号

昭和二十六年二月二十四日(土曜日)

午前十時五十九分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君

理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君

理事 天野 久君 理事 田中義之進君

大泉 寛三君 川野 芳満君

佐久間 徹君 佐藤 親弘君

島村 一郎君 高間 松吉君

清水 逸平君 吉米地英俊君

三宅 則義君 水田三喜男君

宮崎 靖君 塚田十一郎君

内藤 友明君 宮腰 喜助君

松尾トシ子君 竹村奈良一君

出席政府委員

大蔵政務次官 西川基五郎君

大蔵事務官(主 佐藤 一郎君

計局法課長) 大蔵事務官

(主税局長) 平田敏一郎君

国税庁長官 高橋 衛君

委員外の出席者

農林技官(農地局管 鈴木 征六君

理部特別会計課長) 専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

二月二十四日

委員有田二郎君及び大上司君辞任につき、その補欠として佐藤親弘君及び大泉寛三君が議長の名指で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二五号)

法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二六号)

通行税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二七号)

登録税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二八号)

相続税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二九号)

印紙税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三〇号)

骨牌税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三二号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三五号)

農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに関する法律案

(内閣提出第四〇号)

夏堀委員長 これより会議を開きます

す。

○夏堀委員長 これより会議を開きます。今日は日程により去る二十日日本委員会に付託に相なりました農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに関する法律案を議題といたしまして、政府当局より提案趣旨の説明を求めます。西川政府委員。

農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに関する法律案

1 政府は、農地証券(自作農創設特別措置特別会計法(昭和二十一年法律第四十四号)第二條に規定する農地証券をいう)の買入償還の促進を図るため、自作農創設特別措置特別会計法第五條第一項の

規定にかかわらず、同証券のうち、この法律施行の際までに償還を終つたものの以外のものの償還金を一般会計の負担とすることができ

2 政府は、前項の規定により一般会計の負担した償還金については、自作農創設特別措置特別会計から、その金額に相当する金額に達するまでの金額を、昭和二十六年年度以降、毎年度、予算の定める

ところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○西川政府委員 ただいま議題となりました農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに関する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

自作農創設特別措置法に基きまして、政府が発行いたしました農地証券は、その特殊な性格にかんがみまして、償還財源の許す限り、できるだけすみやかにこれが償還をはかる方針をとつて参つたのであります。すなわち、昭和二十四年度におきましては、自作農創設特別措置特別会計に余裕資金が生じたので、とりあえず一世帯に對して一定金額を限度として、買入れの措置を講ずることとしたのであります。昭和二十五年度におきましては、多年懸案となつてきた全額償還を急速に実行するため、この会計の余裕資金のほか、一般会計の債務償還費

の一部をも買入れに充てて参つたのであります。しかしながら、一般会計の債務償還費をもつてする償還につきましては、農地証券が、自作農創設特別措置特別会計法の規定により、同会計の負担となつております関係上、会計上の措置として、同証券の負担を一般会計に移すことが必要であります。

この際目下国債整理基金特別会計において買入れ保有しております分と、次年度以降となる分の償還を一般会計の負担といたしますとともに、なおこの結果一般会計の負担となる金額につきましては、将来自作農創設特別措置特別会計から毎年度、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れることとしようとするのであります。これがこの法律案を提出いたしました理由であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○夏堀委員長 質疑を許します。内藤君。

○内藤(左)委員 一、二お尋ね申し上げます。この法律案は、いまだ資料によりまして、この法律によつて償還を予定されておられる額は十七億という数字が出ておられるのであります。そこでこれは佐藤さん、予算には十七億は計上してあるのではありませんか。

○佐藤(一)政府委員 お答えいたします。予算には本年度二億七千四百二十四万九千円のみが載つております。

○内藤(左)委員 そうしますと、足りない分は追加補正予算で認められるのであります。

○佐藤(一)政府委員 この十七億と申しますのは、二十六年の二月以降今後の全部を表わしておるわけでございますので、年々の余裕金から償還するということになつております。すなわちあえて補正予算といわずに、二十七年には幾らというふうに今後予算化しないしは会計に余裕金がありまして、償還が可能であるたゞごとによつて行くわけでありまして、ですからこの十七億の差額を全部二十六年に償還をする、こういうことではございません。

○内藤(左)委員 そうしますと、その差額は、二十六年の予算処置としてはどういうことになつておりますか。

○佐藤(一)政府委員 先ほど本年度と申しましたのは訂正いたします。先ほどの数字は二十六年の予算でございます。

○内藤(左)委員 そうしますと、これだけを一般会計から出して一時償還をするのであります。その後はこの法律によりまして、また買つた人から金をとつて、それを繰入れて行くということになつております。そこでこれは佐藤さんにお聞き申し上げます。この佐藤さんにお聞き申し上げます。実は私も自作農の維持資金というものが、戦争後打ち切られて困つておるのであります。正直申しますと、農地改革によりまして自作農になつたけれども、いろいろな経済上の関係でまた転落した

しまして、その農地を持ち切ることができない、こういう状態に突はなつておるのであります。これは農地改革に對していわゆる画龍点睛を欠くくらいでありますので、昔ありました維持資金をどうしても出してもらわなければならぬということ、強く考へておつたのであります。実は今日はこれがございせん。そこで毎年償還して来ます金を一般會計へ繰入れて来るのであります。これをどういふ維持資金のところへまわしていただけないものだらうか、どうかという問題でございす。政府が親心からこの農地証券を全額償還なさつても、これは意味ないことになるのではないかと思ふのであります。これは佐藤さんお一人のお答はちよつといかがかと思ひます。が、そういうことを実は私も農村においで実地を見ておりました、非常に強く考へるのであります。ことに事務をやつておられる佐藤さんがこういうことについてどういふお考えか、それだけでもひとつお漏らしいだきたいと思ひます。

○佐藤(一)政府委員 これはむしろ農林省からお答願つた方が適當と思ひますが、おつしやるようにせつかく自作農創設をいたしまして、それを維持する上にいろいろ困難があることは、私も少しづつ伺つております。これについては過去においていろいろと、内務さんも御承知のように検討されて、從來もわずかであります。金が出ておつたわけでありまして、ただいまのところは打切られております。ただ今回のこの金をただちにそれに振り向けるということは、少し別問題であらうと思ひます。農地証券をできるだけ繰上げて償還をする。そうしてその負担を移すという関係だけの問題でございすので、その問題はむしろ別途に研究すべき問題だと思ひますが、農林省の方からお答願う方が適當かと思ひます。

○内務(本)委員 それでは鈴木さんから、農林省のお答をひとつ……

○鈴木(本)委員 私ども内務さんからの話の通り、自作農創設を維持したという問題で、一応農地改革は終つたのであります。永久にこの制度の精神を生かして、健全な農家が充満して行くという方向に進むためには、農地改革をやつただけで事終りということではないと思ひます。それにはいろいろ対策が今後講ぜられなければならぬと思ひます。お話の通り今後農地改革はあり、あるいはその他で自作農創設維持のために資金というふうなもの、たとえば一応購入するための資金でありますとか、債務の借りかえでございすとか、あるいは相続の關係というふうなものについては、今の市中銀行で借り入れて行くというふうな方法では、実情に合致ぬというふうには思つておりますが、この点はさらに大蔵省とも検討をしていただいて対策を講じたい、こういうふうな思つております。

○内務(本)委員 大蔵省でも今の問題は、農地証券にお取上げいただきたいと思ひます。

それから佐藤さんにもう一つ、例の農業共済の問題であります。あれも関連しておる法律が出ております。十分すみやかに御研究いただきまして、あれの目的がつかますれば、あの法律はただちにわれ／＼賛意を表するものであります。それができない間は、いつまでたつてもこの法律はあつて、ひとつ御承知おきいただきたくと思ひます。よろしくどうぞお願いいたします。

○夏堀委員 次、去る二十二日すでに質疑を打ち切りになりました所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、通行税法の一部を改正する法律案、登録税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案、及び租税特別措置法の法律案を一通りとして、討論に入りま

す。討論は通告順によつてこれを許します。三宅則義君。

○三宅(則)委員 私はただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、通行税法の一部を改正する法律案、登録税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案、骨牌税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の法律案、租税特別措置法の法律案を一通りとして、自由党を代表して、賛成の討論をいたしたいと思ふのでございす。

わが自由党は国民租税負担の公平と軽減を期するために、シャウブ博士の勧告案に同調いたしまして、根本的に改正を行わんとしたものであります。かつての先国会におきましては、酒税の引下げや物品税の大幅の改正、並びに砂糖消費税及び揮発油税の引下げ等を行つたのであります。さらに給與所得者の源泉徴収額の軽減等は、い

づれも大英断をもつて行つたのでございまして、着々その成果を収めたものでございす。今第十国会におきまして、本年度七百四十三億円の減税を行いまして、よくもその公約を実行し得たといふことは、わが党二百八十名の威力といふべく、まことに成功を国民とともに喜ぶものであります。これから八法案は、いずれも負担の一層の公平と合理化をはかるために、税制の簡易化をはかつたといふことであります。なお欲を言いますれば、條文が千何百條にわたつてゐるのであります。これを一層簡素化せしめまして、別に法三章とは申しませんが、約百條ぐらゐに縮めまして、一応各人とも申告納税は、これを見ればできるといふようにいたしたいといふのが、われわれの欲望でございす。なお朝鮮動乱の勃発に伴ひまして、國際情勢が變化いたしました關係上、わが国の自立経済の達成のために、また講和會議を目前に控えておりますために、資本の蓄積といふことは、今日の日本の急務であります。これに對します適當な改正案であることを、まず前提として申し上げる次第であります。

所得税法の一部を改正する法律案につきましては、まず基礎控除を引上げることでありまして、從來は一世帯の基礎控除は現行二万五千円でありまして、これでは少な過ぎるというわけで、今回は三万円に引上げたのであります。最低生活の保障の基礎となつたものであると、私も考へるような次第でございす。

二番目に扶養控除の引上げであります。從來は扶養親族一人について一万二千円でありましたものを、今回は

一万五千円に引上げたのであります。日本の平均の一世帯は五人でございすが、夫、妻、子供三人といたしますれば、事業所得、農民の零細なる方は、基礎控除において三万円、扶養控除において四人で六万円、合計九万円が控除せられることとなりますから、日本の農家の大部分の方は国税は免除といふことに相なるような次第でございす。地方の各位の福音であることは申すまでもなく、わが党の政策がいかに中小企業、農民の味方であるかといふことを証拠づけるものであると信ずる次第であります。給與所得者に對しましては、さらに一万五千円の控除がありますから、月収一万五千円の方は、扶養親族四人といたしますれば、現行法では千四百五十八円でありまして、改正法では千四百円になるやうなわけでありまして、軽減割合は二割四分二厘となり、事業所得十萬円のもの、これは零細なる所得者であります。が、扶養控除が四人であります。現行法では五千四百円となつておりますが、改正いたしますと二千円となりますから、軽減割合はまさに六割二分九厘といふふうになつて参ります。なお事業所得者あるいは中小企業者等におきましては、二十萬円のうちにしますならば、扶養親族四人といたしますならば、現行法では負担は三萬三千三百円でありまして、改正法では二萬五千五百円と相なるやうな次第であります。軽減割合は三割三分四厘となりまして、大幅に軽減いたしましたことは、いかなることから考へまして、まことにその効果きわめて大なるものであるといふことを言ひ得るのでございす。二十萬円以上五十萬円以下の

るものであります。それができない間は、いつまでたつてもこの法律はあつて、ひとつ御承知おきいただきたくと思ひます。よろしくどうぞお願いいたします。

○夏堀委員 次、去る二十二日すでに質疑を打ち切りになりました所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、通行税法の一部を改正する法律案、登録税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案、骨牌税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の法律案、租税特別措置法の法律案を一通りとして、自由党を代表して、賛成の討論をいたしたいと思ふのでございす。

わが自由党は国民租税負担の公平と軽減を期するために、シャウブ博士の勧告案に同調いたしまして、根本的に改正を行わんとしたものであります。かつての先国会におきましては、酒税の引下げや物品税の大幅の改正、並びに砂糖消費税及び揮発油税の引下げ等を行つたのであります。さらに給與所得者の源泉徴収額の軽減等は、い

づれも大英断をもつて行つたのでございまして、着々その成果を収めたものでございす。今第十国会におきまして、本年度七百四十三億円の減税を行いまして、よくもその公約を実行し得たといふことは、わが党二百八十名の威力といふべく、まことに成功を国民とともに喜ぶものであります。これから八法案は、いずれも負担の一層の公平と合理化をはかるために、税制の簡易化をはかつたといふことであります。なお欲を言いますれば、條文が千何百條にわたつてゐるのであります。これを一層簡素化せしめまして、別に法三章とは申しませんが、約百條ぐらゐに縮めまして、一応各人とも申告納税は、これを見ればできるといふようにいたしたいといふのが、われわれの欲望でございす。なお朝鮮動乱の勃発に伴ひまして、國際情勢が變化いたしました關係上、わが国の自立経済の達成のために、また講和會議を目前に控えておりますために、資本の蓄積といふことは、今日の日本の急務であります。これに對します適當な改正案であることを、まず前提として申し上げる次第であります。

所得税法の一部を改正する法律案につきましては、まず基礎控除を引上げることでありまして、從來は一世帯の基礎控除は現行二万五千円でありまして、これでは少な過ぎるというわけで、今回は三万円に引上げたのであります。最低生活の保障の基礎となつたものであると、私も考へるような次第でございす。

二番目に扶養控除の引上げであります。從來は扶養親族一人について一万二千円でありましたものを、今回は

一万五千円に引上げたのであります。日本の平均の一世帯は五人でございすが、夫、妻、子供三人といたしますれば、事業所得、農民の零細なる方は、基礎控除において三万円、扶養控除において四人で六万円、合計九万円が控除せられることとなりますから、日本の農家の大部分の方は国税は免除といふことに相なるような次第でございす。地方の各位の福音であることは申すまでもなく、わが党の政策がいかに中小企業、農民の味方であるかといふことを証拠づけるものであると信ずる次第であります。給與所得者に對しましては、さらに一万五千円の控除がありますから、月収一万五千円の方は、扶養親族四人といたしますれば、現行法では千四百五十八円でありまして、改正法では千四百円になるやうなわけでありまして、軽減割合は二割四分二厘となり、事業所得十萬円のもの、これは零細なる所得者であります。が、扶養控除が四人であります。現行法では五千四百円となつておりますが、改正いたしますと二千円となりますから、軽減割合はまさに六割二分九厘といふふうになつて参ります。なお事業所得者あるいは中小企業者等におきましては、二十萬円のうちにしますならば、扶養親族四人といたしますならば、現行法では負担は三萬三千三百円でありまして、改正法では二萬五千五百円と相なるやうな次第であります。軽減割合は三割三分四厘となりまして、大幅に軽減いたしましたことは、いかなることから考へまして、まことにその効果きわめて大なるものであるといふことを言ひ得るのでございす。二十萬円以上五十萬円以下の

るものであります。それができない間は、いつまでたつてもこの法律はあつて、ひとつ御承知おきいただきたくと思ひます。よろしくどうぞお願いいたします。

○夏堀委員 次、去る二十二日すでに質疑を打ち切りになりました所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、通行税法の一部を改正する法律案、登録税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案、骨牌税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の法律案、租税特別措置法の法律案を一通りとして、自由党を代表して、賛成の討論をいたしたいと思ふのでございす。

わが自由党は国民租税負担の公平と軽減を期するために、シャウブ博士の勧告案に同調いたしまして、根本的に改正を行わんとしたものであります。かつての先国会におきましては、酒税の引下げや物品税の大幅の改正、並びに砂糖消費税及び揮発油税の引下げ等を行つたのであります。さらに給與所得者の源泉徴収額の軽減等は、い

づれも大英断をもつて行つたのでございまして、着々その成果を収めたものでございす。今第十国会におきまして、本年度七百四十三億円の減税を行いまして、よくもその公約を実行し得たといふことは、わが党二百八十名の威力といふべく、まことに成功を国民とともに喜ぶものであります。これから八法案は、いずれも負担の一層の公平と合理化をはかるために、税制の簡易化をはかつたといふことであります。なお欲を言いますれば、條文が千何百條にわたつてゐるのであります。これを一層簡素化せしめまして、別に法三章とは申しませんが、約百條ぐらゐに縮めまして、一応各人とも申告納税は、これを見ればできるといふようにいたしたいといふのが、われわれの欲望でございす。なお朝鮮動乱の勃発に伴ひまして、國際情勢が變化いたしました關係上、わが国の自立経済の達成のために、また講和會議を目前に控えておりますために、資本の蓄積といふことは、今日の日本の急務であります。これに對します適當な改正案であることを、まず前提として申し上げる次第であります。

所得税法の一部を改正する法律案につきましては、まず基礎控除を引上げることでありまして、從來は一世帯の基礎控除は現行二万五千円でありまして、これでは少な過ぎるというわけで、今回は三万円に引上げたのであります。最低生活の保障の基礎となつたものであると、私も考へるような次第でございす。

二番目に扶養控除の引上げであります。從來は扶養親族一人について一万二千円でありましたものを、今回は

一万五千円に引上げたのであります。日本の平均の一世帯は五人でございすが、夫、妻、子供三人といたしますれば、事業所得、農民の零細なる方は、基礎控除において三万円、扶養控除において四人で六万円、合計九万円が控除せられることとなりますから、日本の農家の大部分の方は国税は免除といふことに相なるような次第でございす。地方の各位の福音であることは申すまでもなく、わが党の政策がいかに中小企業、農民の味方であるかといふことを証拠づけるものであると信ずる次第であります。給與所得者に對しましては、さらに一万五千円の控除がありますから、月収一万五千円の方は、扶養親族四人といたしますれば、現行法では千四百五十八円でありまして、改正法では千四百円になるやうなわけでありまして、軽減割合は二割四分二厘となり、事業所得十萬円のもの、これは零細なる所得者であります。が、扶養控除が四人であります。現行法では五千四百円となつておりますが、改正いたしますと二千円となりますから、軽減割合はまさに六割二分九厘といふふうになつて参ります。なお事業所得者あるいは中小企業者等におきましては、二十萬円のうちにしますならば、扶養親族四人といたしますならば、現行法では負担は三萬三千三百円でありまして、改正法では二萬五千五百円と相なるやうな次第であります。軽減割合は三割三分四厘となりまして、大幅に軽減いたしましたことは、いかなることから考へまして、まことにその効果きわめて大なるものであるといふことを言ひ得るのでございす。二十萬円以上五十萬円以下の

るものであります。それができない間は、いつまでたつてもこの法律はあつて、ひとつ御承知おきいただきたくと思ひます。よろしくどうぞお願いいたします。

方について申しますれば、現行法では二十万円以下と五十万円以上とは割合に軽減されておりますが、その中間の三十万円ないし四十万円という程度は、割合に軽減が少かつたのであります。今回の改正によりまして、二十万円を越える金額に對しましては、従来百分の五十であつたものを百分の四十と下げました。また三十万円を越える金額には、新たに百分の四十五という税率を設け、従来五十五万円を越えるものが百分の五十五となつておりましたものを、百万円を越えるものについて百分の五十五としたことによりまして、ここに年收三十万円、四十万円という方々は中堅階級であります。この方々の軽減は大なるものであると思ひまして、けだし國民の要望を満したものといたしまして、私はまことに感謝するべき法律の改正であると確信する次第であります。

次に特別控除であります。これは従来になつたことを今回初めてやつたのであります。老年者控除は、六十歳以上の老年の者に對しましては、新たに一万五千円を控除する。未亡人の控除は、扶養親族を有する未亡人等に對しましては、その所得から一万五千円を控除することにしたのであります。さらに勤労学生控除では、一定金額の所得が十万円以下の者、または自己の勤労所得が五万円以下の者に對しましては、これまた一万五千円を控除することになつたのであります。これはまことに賢明なる方策であると考え次第であります。さらに保険料に對しましては、御承知の通り生命保険の控除は従来もあつたわけでありましたが、一時中絶になつておりましたものを、今後は拂込金二千円までの金額に對しましては控除することにしたのであります。これまたいづれも社会政策実現の一環とも言うべく、自由党の政策は時宜に適したものであるといふことを、私は信じておる次第であります。

次に資産所得、扶養親族所得の合併の廃止であります。従来は自己の所得に加へまして、扶養親族の得ます所得を合算しておりました関係上、非常にみんなが迷惑を感じておつたのであります。これがために、その所得が減少し頭痛の種でありましたが、今回の改正によりまして、その制度を廃止いたしましたために、納税者の喜びはものごと、徴収する官吏の方も簡素化いたしました。その効果一石二鳥と言ふべく、まことに民主的に改善せられたといふことを考えまして、国会として喜ぶべき改正であると信じておる次第であります。

次に、預貯金利子源泉徴収制度であります。この制度は、資本蓄積の一環といたしまして、預金、公社債の利子等の源泉徴収を行つておるのであります。その税率は五〇％としておるのであります。これはちやうど五十万円以上の所得者と同等になりますから、将来の日本の資本蓄積上には、これがきつめて効果的であるといふことを私はかく信ずる次第でございます。

次に、青色申告徴収の点等でございます。これはシャブ博士の勸告案に基きまして青色申告制度を設けた次第でございますが、これは正直な者が眞実を申告し、かりそめにも税務官吏の一方的判断によつてのみ決定するやうな弊を避けて、公平なる課税をなさんとする趣旨であります。最も進歩いたしました制度の一端と言ふべく、また再調査、審査請求中のものに對しましては、差押えや公売、強制執行はしないといふことに改正いたしました。また、青色申告者の權益はまことに擁護せられ、まじめな納税者の将来に對しましては、まことに利益が拡大されるものと考えまして、これをまた特筆すべき改善であるといふことを賞讃する次第であります。ただうらむらくは、一般の正直な納税者に對しましては、この制度を実現すべく努力いたしたいと考えております。から、われ／＼もそれに對しまして、将来の立法措置を講ぜられたといふ考えを持つておる次第でございます。

次に申告の時期であります。農業所得者以外の申告者に對しましては、毎年七月、十二月、翌年の二月といふことに今度改めました。これは従来は事實上毎年一月に確定申告をし、二月に更正決定、三月に納入といふことになつておりましたが、一月早々では正月の初めでありまして、申告者の方もまた税務当局の方も、時期が少々短か過ぎるというわけでありました。が、今回の改正によつてこの時期が十分にになります。関係上、納税者の方も調査するに便利であるといふことになるばかりか、今回吉田総理大臣、池田大蔵大臣が本会議並びに委員会等において演説せられたところによりまして、大体申告は入割方承認し、二割程度だけは更正決定したいといふやうな線を持つておることは、質疑応答の中にも現れておりますが、私は

もぜひこの適正なる処置によりまして、申告納税を拡充したいと考えておる次第であります。

更正決定のことであります。従来は更正決定は五年以内に行ふことができたといふことになつておりましたから、たとへて申しますと、終戦直後から本年までなおそのことは継続し得られたわけでございますが、それではあまり長くかかります関係上、納税者自身に對しまして迷惑をかけるという観点からいたしまして、今回の改正には三箇年以内に限り得るという制度を設け、個人のみならず法人税及び相続税においても、同様三箇年以内にすることになりなりました。事柄は、まことに進歩いたしました改正であるといふことを考えておる次第であります。

法人税の一部を改正する法律案につきましては、これを簡単に申し上げます。今までは積立金に對しまして二〇％の法人税をかけたものであります。これは資本蓄積上おもしろくないといふ意味合いによりまして、今回廃止いたしました。但し同族会社の積立金に對しましては、現在七〇％の法人税がかかつておりましたが、これを五〇％にいたしました。非同族会社の子会社に對しましては、同族会社の積立金課税を行わないといふように改められたのであります。これはけだし会社の経理に有利でありまして、資本の蓄積もまた見るべきものがあると思ふ次第であります。

して、昭和二十六年四月以降に終了する企業年度につきまして、適用せられることに相なつたわけであり。なお割増償却分につきましては、右三箇年間の償却では不足でありました場合には、二箇年間経過後も繰込み償却をなし得るという制度に改められた点は、従来の日本の設備、機械等が諸外国に比しまして二十年も遅れておると言われておりましたのを、一刻もすみやかに回復せんとする立法でありまして、企業家といたしまして、まことに勇往邁進でき得るものと確信いたしました。この法案に賛成いたす次第であります。

次に無額面株式の発行価額のうちにおきまして、資本に繰入れなかつた金額は、額面株式発行の場合のプレミアムと同様に益金に算入しないこと、さらに見返り資金の所有するところの優先株式に對する利益配當に對しましては、所有の計算上損金に計算するものとする等、適当な改正を行つたのであります。わが国経済再建に貢献するところきわめて大なりと言わなければならぬと考える次第でございます。

次に、われ／＼に關係の深い相続税の一部を改正する法律案によりまして、被相続人の死亡によりまして取得する生命保険金十万円までの金額は、取得者ごとに特別の控除をせられることになり、これが昭和二十六年四月一日以降において適用せられること等は、まことに適切な改正を言うべく、また扶養親族者中の配偶者も、あわせてこれを含めるといふことになつたことも、またもつともであると言ふべきであります。

次は通行税の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。通行税の一部を改正する法律案は、最近わが国の航空機の運搬が許可せられることになつたのであります。航空機の乗客に對しましては、通行税を百分の二十とするという事になつております。これは當然のことでありまして、もとにも、また同時に一方汽船の二等乗客等に對しましては、通行税は、今回廃止することとなつたのであります。従来からも汽車は三等、汽船は二等というのが通例の観念でありまして、これらは早く廃止すべきものでありまして、したが、今回これを改正いたしました。汽船の二等乗客に對する通行税も廃止することになつたのでありますから、これまで適切なるものと考へる次第であります。但し日本から外国に旅行いたしました者、もしくは外国から日本へ来る者というふうな旅客に對しましては、非課税としたことも、國際的に考へたことでありまして、もつともなことであると考へてゐる次第であります。登録税法の一部を改正する法律案につきましては、改正商法が施行せられるようになりまして、無額面株が發行せられた場合におきましては、株式会社の登録税の課税標準を資本の金額に改めたことでありまして、これは當然なる改め方でありまして、これに當る改め方であるという事を、私も考へておる次第であります。

印紙税の一部を改正する法律案につきましては、現行百円を今度は一千円に引上げたことでありまして、受取書、約束手形、為替手形、売買契約書、貯金証書、借入証書等は百円以上でありましたものが、今回経済事情にかんがみまして千円以上にかかる、こういうことになつておりました。今までは百円の領收書に収入印紙が張つてないといふために何十倍、何百倍といふ大きな罰金をとられることがなかつたのであります。これはまたことに時宜に適合した改正であるといふことを、強調いたしたいと思ふ次第でございます。物品切手に對しましては、現行は十円でありましたが、これではあまりに少な過ぎるのでありまして、五十円に引上げたことは、また當を得たものと信ずる次第であります。

次に骨牌税法の一部を改正する法律案であります。骨牌税法の一部を改正する法律案につきましては、今までと違ひまして、トランプ、花札等の一組に對しまして百三十円を五十円に引下げたことであります。また一面から見ますと、二組以上に骨牌が使用せられるものは、一つのものを二つに切斷し得るものに對しましては、二組以上と見て課税するという事になつたのは當然といふべきでありまして、賛成をする次第であります。さらに租税特別措置法の一部を改正する法律案につきましては、先ほども法人税のときにちよつと申しましたので、こゝであらためて申させていたが、こゝで繰りかへて申したいと思ふ次第であります。預貯金に對しましてはその利息を百分の五十とする、会社の社内留保に對する積立金の百分の二を廃止する、同族会社に對しましては五十万円以上の積立金に對して、百分の七を百分の五にする、機械設備の特別償却に對しましては、三年間に限り法定額の五割を認める、見返り資金で保有する銀行等の優先株に對する配当につきましては、資金コストを低下させるために損金に算入すること、また輸入砂糖に對しましては、臨時免税措置が講ぜられておつたのであります。が、今回これを廃止いたしました。二十六年四月一日からは砂糖消費税がかけられるようになったことは、これもまた當然といふふうに考へておる次第でございます。

以上八法案に對しまして、わが党は現吉田内閣を支持してゐる關係上、二十五年度は租税印紙収入は五千八百十八億円でありますが、二十六年度は四千四百四十五億に減少いたします。七百四十三億円の減税といふことが言ひ得るのであります。その明細をこゝに申しますならば、所得においては源泉所得において三百十億円、申告所得において三百三十億円、合計六百四十億円、また法人税は再評価を含めまして二十九億円、相続税一億八千三百萬圓、印紙骨牌税が一億一千三百萬圓、合計六百四十七億圓になります。但し今度は増加する部分もありません。重ねて再評価を行うことによりまして、法人については約十五億圓、輸入砂糖について六十億圓、合計七十五億圓でありまして、結局差引五百七十一億圓が減税となります。さらに酒の引下げ、物品税の改正、揮発油、砂糖の消費税の引下げ等を合算すると、政府が申しておられます七百四十三億圓になるわけでありまして、これは二十六年度といたしましてはまことに適切な予算であり、またこのことに關連いたしまして改正せられた税法は、しこくもつともだと思ふものであります。

二十六年度の課題は、第一は講和であり、第二は税の適正化である。こういうことを言われておるのであります。わが自由党といつたしましては、この税制の單純化もしくは合理化を考へて、國民大衆諸君の要望にこたへるために、わが二百八十五名は一致結束いたしまして、この達成に努力しておるやうな次第であります。私は自由党を代表いたしまして、所得税法の一部を改正する法律案外税制七法案に對しまして、満腔の熱意を示しまして賛成するものであります。

○夏堀委員長 宮腰嘉助君。○宮腰委員 私は民主党を代表しまして、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、通行税法の一部を改正する法律案、登録税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案、骨牌税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案の八案に對しまして、希望條件を付しまして賛成するものであります。その詳細なる内容は法律の條文に示されておるので、その内容は申し上げませんが、私は希望條件をお願いしまして、この法案に賛成するものであります。

政府は常に國民生活の安定という事を申されておられます。しこくして減税もその一つの方法であります。今回の減税を見ますと、必ずしもそのようには考へられませんが、朝鮮事変以来物価はどん／＼上昇しております。物によつては十割も上つております。しかるに所得税の基礎控除の方は二万五千圓から三萬圓、扶養控除一万二千圓を一万五千圓に改正したのであります。國民生活の安定より考慮したといふこの減税は、物価の値上りで打消しとなつております。私はこの基礎控除を四萬圓、扶養控除を三萬圓までに引上げていただきたいのであります。また所得税の全体より考へて、大衆に引寄せの感じがいたします。ことに五十萬圓までを数段階にわけて五〇％の限界を設け、百萬圓より以上を一率に五五％としたことは、政府は資本蓄積という点を考へたかもしれません。しかし大衆の生活安定を考へずに、富裕なる段階に對してこのやうな措置をしたことは、誤りであると思ふのであります。政府は富裕階級には富裕税をかける（いふ）も、これは單なる税を課するのだといふゼスチュア以外にはありません。むしろ富裕税のごときは廃止して、一般の累進税率によるものと改正すべきであります。私は富裕税があるために、資本蓄積には弊害があると思ひます。ことに今回国税局で富裕税の調査に對しまして、現金を調べるといふ発表があつたために、銀行からほとんど金を引出し、歳末に至つてうその金が極端になりまして、銀行局からの注意、それから日本銀行からの注意もありまして、相當貸付を制限して、年末に大蔵大臣は四千二百億も出すのだといふ言明があつたにもかかわらず、暮れの決済ができなくて、とうとう手形決済をこの二十六年に持ち越されておる会社がたくさんあります。そういう意味合で、この富裕税の調査をする場合に、現金を調べるのだといふことのために、相當の現金が引出されて、暮れの金融の処置についてしこく不始末が生じたやうな状態であ

ります。従つてこの現金はみんなたんのの中に隠されて、流通場裡から影をひそめてしまふおそれがあります。また現金を調べないということになりますと、株券を投げ出して売却し、現金にかえて、この現金をたんのの肥しにしてしまふおそれがあります。政府は証券対策の意味で、証券の民主化なり、あるいは長期資金は株券いわゆる株式市場によつて調達するのだということに再三宣伝しながら、この長期資金の獲得を阻害するような制度、いわゆるこの富税のために現金を調べないのだということになれば、結局株券を売却して現金にかえてしまふ。こういうようなことのために証券対策に非常に弊害がある。この問題については、各証券会社からも再三忠告を受けております。従つて私は株券の対策上からも考え、あるいは銀行の預金を引出してたんのの肥しにするのを防止する意味からも、むしろ富税なんかは廃止した方がかえつていいのじやないか。こういう意味で、将来の法律においてこの富税を廃止してもらいたいという希望を申し上げておきます。

また株式譲渡利得税の問題も、私はこれも廃止して、移転税を幾らか上げて、移転税によつて補いをつけた方が、かえつて効果的のように思ひます。これも一方に損失があり一方に利益があるものを、株券の通常の売買は白紙委任状で行われておりまして、その市場に流れておる間、三月もあるいは一箇年もある白紙委任状で売買されております。従つて最初の売却人と最後の名義変更人の中間に五人も六人もの人がおりまして、結局微税しよう

としても、この中間の株式の売買人はたいてい偽名を使つてゐる。従つて税務署より通告する場合に、この偽名者に通過することはありませんから、結局中間人は脱税してしまふ。またこの脱税を防止しようと思ひまして、この名義変更を期間を切つて取上げるといふことになりまして、これは結局市場における株券の操作が非常に難しくなつて参りまして、結局証券対策にもならぬ。こういう意味合から、私はこの株式の譲渡利得税は廃止しまして、移転税に切りかえてもらいたいという希望を申し上げておきます。

また法人税に關しては、前回の議会で大体改正になりまして、特別利得税といふものを廃止したのであります。しかし資本蓄積といふ点を考慮されたと申しますけれども、今日の朝鮮事変で、農村の状態は物の値上りで米価との均衡がとれない。他方特需会社は多額の利益を上げておるのであります。ことに紡績会社のごときは大正八年以来の景氣と言われ、紡績十一社の利益繰越しは約五十五億と申されております。二十五年度は、紡績ばかりでなく、大体の重要産業は配当を復活してどん／＼減価償却をしておりますが、今後の産業合理化のために大いに考慮すべきでありますけれども、なお減価償却して相当の利益繰越しをしてゐるので、かかる法人には特別に税を取立てる法律を制定すべきで、大衆税を少しでも軽減すべきであると考えます。

次に通行税法であります。これも條文の内容を見るとはつきりわかりますので、この点には触れませんが、この点もわれ／＼は賛成するものであります。また登録税法の問題でもありますが、これは委員会でも再三私は平田局長にお願いを申してあります。昭和二十五年の春ごろに、登記所のいわゆる収入印紙のはぎとり事件がありまして、その金額は全国で相当の金額になつております。このはぎとり事件を防止する一つの方法として、登録の証紙に収入印紙を貼付した場合に、この貼付用紙を最後には所長の手を経て大蔵省へでも出して、検査を受けるという方法であれば、この登録税のはぎとり事件といふものはないように考えますので、この点も今後ぜひ適當の措置をお願いしたいと思います。

それから相続税法であります。今回の考へ方は今までの相続税法よりも進歩的な、社会政策的な考慮が特に拂われております。しかしまた他方相當の脱税をされる方もありますので、その点も十分御考慮願ひたい。たとへば税の決定で、当初その相続の届を上げた後、税を納めるまで二年も三年もかかつております。その間に不動産を売却し、あるいは什器を売却して、最後の納税のときになるとほとんど物を売却して、無資産状態になるような脱税方法を講ぜられる。従つて相続税法上から考へても、相続税をとることが不可能な状態になり得る場合があります。特別に相続税をとる場合には假処分のような形で押えるとか、適當の処置を講じなければ、この相続税の調査の期間が長過ぎるために、脱税を行われる心配がありますから、この点について今後この相続税法の改正にあたりまして、

適切な処置ができるという條項を入れてもらいたいと思ひます。印紙税法は、これも本文によつて大体明らかであります。われ／＼もこの点は大賛成であります。骨牌税法もその通りであります。租税特別措置法の一部改正も賛成であります。この内容については各條文に詳細記載されておりますし、また委員会の質問も再三行われておりますので、それに譲りまして、私は民主党を代表して、本案に対しては希望條件を付しまして賛成するものであります。

○夏堀委員長 田中耕之進君。○田中(義)委員 私は日本社会党を代表いたしました。ただいま議題になつております八法案のうち、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、並びに租税特別措置法の一部を改正する法律案に対しては反対の立場、並びに残りの五法案につきましては、あえて反対するものではないといふのが党の態度を表明したいと思ひます。

われ／＼が今回出ました税制改正法案の中心的な三法案に反対いたします根本的な理由は、この税法によつて二十六年年度の予算編成の歳入計画が立てられておるといふ点に關連いたしまして、目下予算委員会が審議をいたしております二十六年度の予算案に對して、わが党は全面的組みかえを要求し、原案に反対をいたしておる建前が、われ／＼がこの税法についても反対せざるを得ない根本的な理由の一つでございます。なぜにわれ／＼が二十六年年度の予算に對して反対をいたしておるか申しますならば、朝鮮動乱以後、また現在の緊迫した国際情勢

のもとにおける日本のインフレ再燃の問題、及び国内國際を通ずるところの物価上昇に對しますところの的確なる見通しを、政府が予算編成にあつて持つておらなかつたということが、すでにこの予算案の審議過程の中に――いまだ国会にこゝろいふことはなかつたと思ひますけれども、大蔵大臣みずから、二十六年年度中には本予算のほかに補正予算を提出せざるを得ないといふことを公言するに至るやうな、こういう皆さんの予算が出されておるといふことに、われ／＼は賛成することができないのであります。こういう形では、参りますならば、国会が一応政府から出しました予算をのんだといたしまして、後に、國民がこれでは本年度の予算が遂行されるものだ、この予算に基いてこれだけの税負担をすればいいものだ、と考へておつたところに対して、さらに情勢の変化に名をかりて新たな増税が行われることになり、国会が新たな補正予算を審議しなければならぬといふやうなことにつきましては、もちろん情勢の変化といふものは、昨今はきつめて目まぐるしいものがあることはわれ／＼は認めるので、見通しについての困難がありますけれども、政府の各機關を動員いたしますならば、ある程度見通しがつけられるにもかかわらず、そのための努力が十分なされておらないことが、すでに予算審議の過程において暴露されたといふやうな現状におきましては、われ／＼はこの予算を承認するわけには行かない。このことが、われ／＼が今回提案されておる税制率の基本的なものに對して、反対せざるを得ない基礎的な反対理由でございます。

五

次に私は税制の具体的な問題についての反対意見を、開陳したいと思ふのであります。まずわれ／＼の反対したところから、所得税の改正案あるいはその他につきましても、たとえは不具者、未亡人、勤労学生等に対する特別控除、あるいは扶養親族の合算税の廃止の問題であるとか、あるいは更正決定の時期の短縮の問題であるとかいうように、部分的にはわれわれはもとよりと考へられる点のあることは、あえて否定するものではないのであります。大蔵に申しまして、特に所得税につきまして相当の減税を行つておるといふことが、政府側によつての説明せられるのでございまして、七百四十三億の減税が行われておるといふことを説明されておるのであります。これは大蔵大臣みづから税法上の減税であるといふことを申ししておりますように、一方において国民所得について水増しの計算を行つておる。また物価の上昇の問題につきましても、国民所得の増加面における物価上昇の要素を取上げておるけれども、生計費の面における物価上昇の面、この面は勢い労働者の賃金の面における実質賃金の低下の問題という形になつて、現われて来るのであります。そういう点についての配慮がほとんど行われておらない。従いまして予算上の減税といふことは、われ／＼は税収全部で、政府の言われるものよりもはるかに小さい程度のもので減税はされておらない。政府が出されておる一つの資料を見ましても、二十六年度の旧法によるところの税収予定額が源泉、申告を合せまして二千八百四十一

億である。それに対して現実に徴収を予想されるのは二千二百二十七億であるから、この間において約六百億がしかの減税になる、かように政府は説明をされておるのであります。今申しますように、現行税率を適用するところの基礎になる国民所得の算定に、われ／＼は無理があるといふ点と、それから予算上の関係から申しますならば、たとえば二十五年度の補正予算において政府が示しておられるように、二十五年度を例にとつて見ますならば、源泉、申告を両方合せまして二千三百五十四億二千五百万円といふますならば、二十六年度の改正税率によつてとるといふ二千二百二十七億との間に、政府が言うように六百億あるいは七百億といふような大幅な減税といふものが、具体的な絶対的な負担額の上において現われて参らないといふことも、われ／＼は指摘せざるを得ないと思ふのであります。さらに最近の傾向といふとしまして、過年度及び新規の滞納税額といふものは、なお一十億を上下するところの線にあるといふことと自体も、政府の税収見積額において、いわば過大視しておるといふ点が現われておるので、これらの滞納という形になつて現われておることも指摘しなければならぬ。さらにわれ／＼は国民負担の面から考へますならば、地方税に代る国民負担といふものを、国税との関係において考へ合せざるを得ないのであります。二十四年度からいいますならば、優に約六百億に近いところの地方税の増徴といふことが、本年度の予算等を通じて現れて現われて参るのであります。直接二十四年度を例にとるまでもなく、二十

五年度に比べても、本年度においてなお百七十九億の地方税の増徴が、一面に現われておるといふ点を考へ合せますならば、政府が声を大にして、またたけい興業の三宅委員が指摘したような形における減税といふものが行われたかどうかといふことについて、この批判はおそらく賢明なる国民大衆は行つておられると思ひますけれども、わが党は遺憾ながら政府の説明には、賛意を表したといふ点を申し上げなければならぬと思ふのであります。

次に私が反対し基本的理由としてあげますのは、租税体系の原理であります。この負担の公平の原則といふものが、蹂躪されておるといふことをございまして、このことは大蔵大臣が本会議における財政演説の中で、資本蓄積のためには、公平の原則にとらわれることなく強行するといふことを、大蔵大臣みづから申されておるのであります。さらにわれ／＼の従来からの主張でありますけれども、高額所得者に対しては、法人税あるいは所得税の面におきましても、あるいは減税あるいは負担の軽減がはかられるべきけれども、現実に低額所得者に対しては、いつの場合にも大した減税がされない。このことは政府がわれ／＼国会側に提出されました資料、二十六年度の予算の説明の四十五ページ、六ページに、今回の改正によつての勤労所得、並びに専業所得についての軽減率の表が示されておるのであります。低額者が高額者、これは勤労所得と専業所得の面のパーセンテージが、はつきり政府の示しておるものでも、高額所得者は軽減率が

高くなつておるといふ事実は、明らかには大蔵大臣が本会議で正直に言つておるところではありますけれども、公平の原則といふものを無視しておると考へるのではありません。そういう点のみならず、第一次シャウアップ勧告に、勤労控除の問題は一〇%にしろといふ勧告がなされたのを、一五%に政府が努力したといふ点は、われ／＼の認めるにやぶさかではありませんけれども、こういう点から申しますならば、たとえば勤労控除の現行一五%を少くとも二〇%程度に引上げる。あるいは第二次シャウアップ勧告に指摘されておるように、農漁民あるいは中小企業に對する勤労控除の実施の問題といふような点につきましても、私は同時に政府としては考へなければならぬ段階に來ておるにもかかわらず、こういう点の配慮がなされておらないといふ点を指摘しなければならぬのであります。

さらに私は、法人税の問題につきましては、いわゆる朝鮮動乱以後の特需景氣によりまして、わが国におきましても相当超過利潤を上げておることが、最近におけるわが国のインフレの傾向となつて現われて來ておるのであります。私はむしろこの点に對する超過法人所得税というやうなものの復活を、この段階に至れば政府は当然考へなければならぬと考へるのであります。すでにアメリカにおきまして、最近の増税案においてこれを實施して來ておるのであります。ところが政府は、あくまで資本蓄積の名に隠れて、こうしたことについての配慮を行わず、一律に三五%といふことで、法人税をまた／＼軽減するといふ傾向が

現われて來ておるといふことにつきましては、われ／＼賛成することはできないのであります。一面われ／＼が主張しておりますように、零細なる勤労者の生活のためにつておられます生活協同組合といふものに対する免税であるとか、あるいは農民及び中小企業者等のつておられます協同組合等の特殊法人に對する法人税の軽減の問題等につきましては、何らこれらの特殊税といふものについての配慮がなされておらない。

さらに法人税の問題に關連して申し上げなければならぬ問題は、中小企業等協同組合によつて、法によつて保護されておるべき企業組合に對する最近の課税といふものが、きわめて無慈悲に行われる。法に認められたところの企業組合の法人格といふものが、その後に出された政令なりあるいは国税庁長官の通達によつて、その立法の精神がとすればゆがめられるといふやうな傾向が、末端の税務署の取扱いにおいて現われて來ておるといふ点につきましては、私は税制の根本的なものを立案する大蔵当局の立場において、考へなければならぬ問題だと思ふ。現在企業組合に對する国税徴収の面からの、いわゆる法人格についての診斷が行われておるのであります。これが機械的ななされる結果が、中小企業者の一つの自分たちの生活の拠点としてつくりだれた企業組合、国が中小企業に對する育成の法律として考へられましたが、まったく没却されるやうな、副次的な問題を生じておるのであります。これらの点につきましては、われ／＼は法人税の今回の改正に

あたりまして、徹底的に政府に反省を求めなければならぬ諸点であると考へるのであります。

さらに富税の問題等につきましても、今回の政府の提案にはごいませんけれども、これは現行五百万円以上〇・五％、一千万円以上一％というふうに、以下漸次若干の累進を示してあるのであります。現在のような一種のインフレ再燃の傾向にありまして、富税の税率につきましても、少くとも現行税率の倍程度に引上げるべき改正を、当然政府が今回の税制全般にわたる改正にあつては提案すべきであるにもかかわらず、そういう点が出されておらないという点が、税制全般に對する改正に臨む政府の態度として、私は遺憾であると考へるのであります。

さらに資本蓄積の二方法といつたとして、生命保険料の二千円以下の分についての控除を今回認めただけでありますけれども、生命保険料についての控除を認めますならば、むしろかかる生命保険に入るものは、どちらかといへば中産階級以上のものでありますけれども、それ以下の国民階層が当然入つておる、また入らなければならぬところの健康保険、その他の社会保険料に對する控除、これは政府の計算によりまして、これをはずすといひたしませんが、せいゝ三十二、三億程度のものであるといひますならば、それだけの税収は他の面で確保されるのでありますから、当然これは考慮されなければならぬものを、取上げておらないといふことにつきましても、われゝは賛成できないのであります。

以上申し上げました、たとえば租税

特別措置法の一部改正におきましては、同族会社あるいは預金利子の選択課税というような面で、資本蓄積のためには至れり盡せりの方法を講じておられますけれども、この租税特別措置法の一部を改正する法律案につきましても、同族会社の五十万円を越える留保金額に對する税率の軽減の問題、あるいは見返り資金、その他銀行の保有する優先株式または優先出資に對する配当に對する今度の取扱いの問題等につきましても、遺憾ながらわれは賛成することはできないのであります。こうした多くの問題を残して、現在の政府提案におきましては、一般中産階級以下の勤労大衆の負担において軽減されながら、實際予算の歳入の面を見ますれば、勤労大衆の生活安定のための配慮に欠けるところが多あるといふ点を、指摘しなければならぬと同時に、この点につきましても、われゝ国民大衆がこれに減税されたといふか、国民大衆がこれに減税されたといふか、それが再び歳入を租税に求めるといふ形で補正予算が出されるというところになります。まさにこの七百四十三億の減税といふものは、種花一朝の夢として消え去ることが、財政の責任者である大蔵大臣の言葉によつて、現在すでに予見されるというやうなことにつきましては、遺憾ながら国民大衆に忠実であるために、わが党としてはこれらの諸案の中で少くとも三つの基本的法案、所得税法の一部

を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、並びに租税特別措置法の一部を改正する法律案の三案につきましても、反対の意思を表明するところが国民大衆に親切なるゆゑであると考えて、本案に對して反対するものであります。

○夏堀委員 竹村奈良一君。

○竹村委員 私は日本共産党を代表いたしまして、現在提案されておりますところの所得税法外七法案に對しまして、反対を表明するものであります。

まず本改正案を提出されました政府のおもなる理由は、改正によつて減税を行うのである、これが根幹をなすのであります。ところがそれがはたして減税になるかどうか、ここが問題であります。すなわち七百四十三億四角の減税であるが、三宅委員も言つておられますけれども、この減税をなすところの根本原因をどこに置いているかと申しますならば、政府は常にそれと引きかへに、国民所得の増大といふことを強調しておるのであります。現在国民所得の増大といわれておるもの、これをば、国民所得が増大するのであるならば、それに比例して国民生活といふものがもう少しゆたかにならなければならぬ。ところが事實的にはさうではないのであります。もちろん国民所得は増大しているかも知れぬ。しかし国民の大多数を占めますところの勤労大衆に、この増大の余徳がまわつてゐるのではないに、一部の人が独占していることを物語つてゐるのであります。従つて国民所得の増大とは、それは政府がかつてにおこしらへになつ

た、いわゆる統計数字上における宣伝文だと、私は解せざるを得ないと思つてあります。具体的に減税の真相を申し上げますならば、七百四十三億円の減税だといつておられますけれども、事實的には昨年度の予算と比べますならば、五億五百五十万円しか減税になつておらない。しかも今度の予算において、先ほど田中委員も言われたやうに、大蔵大臣みずから予算の補正を行わなくてはならないといふことは、結局において五億五百五十万円昨年度と比べて減税になつておるといつておられますけれども、これがいつ増税に變化するかかわらぬ。もつと根本的に申しますならば、国税は下りますが、地方税を合せますれば百四、五十億の増税になつておるのであります。

このことを見のがして、單に減税のために今度の税制を改正するのだといふことは、これは遺憾ながら空文と言わざるを得ない。この事實的な面を申しますならば、たとえばいわゆる国民所得の向上々々といつておられますけれども、實際物価の面はどうなつておるか。今日物価は御承知のように衣料にしても、少くとも五割、六割の値上げが予定されておるのであります。たとえば勤労所得の面から考えまして、消費物価が二〇％上つたといひます。そうするとたとえば今まで給料を一万円とつておつた者が、二〇％の消費物価の値上りにつれて賃金の改訂が行われた場合に、はたしてこれが減税になるでしょうか。私は政府の出された数字上から一つの例を申し上げておきたい。たとえば今まで夫婦と子供二人で一万円の給料取りは、現行法に

おいては税金は六百八十三円でありました。ところが現在の改正法におきましては四百五十円になつておる。この限りにおいては確かに減税であります。

ところが物価が二〇％上つて、二〇％上つただけ給與ベースが改訂されたといひますならば、今まで一万円の給料取りは一万二千円の給料をもらうことになる。そういたしますと一休税金はどれだけかけなければならぬかと申しますならば、一万二千円になりました場合に、改正案では七百九十円の税金を拂わなければならないのであります。もちろん政府から言わせますならば、一万円の給料取りが一万二千円になつたのだから、二千円は所得の増大だといひますけれども、事實はほかの生活物資が二〇％上つておる。二千円上りましたところで、生活上では何らの利益になつていないどころか、税金は七百九十円拂わなくてはならない。そういたしますと、一万円のときに、二〇％物価が上らなかつたならば、税法が改正されなくても税金は六百八十三円であつた。ところが二〇％物価が上つたがゆゑに、それによつて二千円給料が上りました、改正されて減税になつてゐるのだといひながら、税金は七百九十円拂わなくてはならない。差引きますれば百七円の事實的な増税である。勤労者は事實的に百七円勤労所得税に對しては増税になつておる。しかもそれに比例したとして地方税がこれに加算されて来る。百七円どころの増税ではない。多くの増税を含んでおるのであります。かりにこう申しますと、この委員会における大蔵当局の説明によりまして、それは物価の指数が少し違ふからそれ

にはならぬ。そこで詳細な説明を求めますと、結局において大蔵当局の説明によつても、こういうふうになつた場合においては、わずかに二十九円の減税だと説明しておるのであります。遺憾ながらこの実態をもつていたしましては、今日の源泉所得税の減税というのは、おそらくこれは何かの宣伝のためではないかと私は考えざるを得ない。

もう一つそこで私が申し上げたいことは、ともかく今度の勤労者の源泉課税において減税して行こうとするのであつたならば、それはどういう立場のものであるか。たとえば衣料品あるいは生活物資が二割三分値上げいたしましたも、賃金の値上げを要求することなく、給與ベースの値上げを要求することなく、たとえ労働組合あたりを解散いたしまして、政府の言う通り物価はいくら上つても、現在の賃金でつこうでございます、現在の給與ベースでつこうでございますとして、唯々諸々と奴隷的生活に甘んじた労働者のみが減税されるということをして、これによつて証明されているのであります。

まず勤労所得税はそうでありませうけれども、それでは申告所得税は一体どうか。申告所得税におきまして常に一番しわ寄せになつてゐるのは、農業所得でありますけれども、この農業所得の税金は現在安くしてゐると言われるかもしれませんが、地方税を合算しますならば、申告所得の農業所得におきまして、決してこれは安くはなつておらない。しかも今日は農業所得に對するいろいろの水増し——所得の水増しといふのは全国至るところで

行われておる。たとえば農業調整委員のはつきり決定した収穫高以外にやみ所得をかける、こういうことが全国至るところに行われておる。その理由とすることを、各税務当局がこういうことを行ふのは農民が記帳能力がないからである、実際における收支明細が明らかにされてないからであるといふことが、当局の一点張りの答弁であります。しかしながら今日の農業所得者が、はたして記帳能力を持つておるがごとき状態に置かれておつたかどうか。御承知のように連合国總司令部の覚書によりまして、戦世紀にわたる奴隷的生活に甘んぜしめられた農民といふことが指摘されておる。こういうような長い奴隷的生活に追ひやられていた農民が、今日大蔵当局の言うがごとく、あの煩雜な記帳が完全にできると、もし日本の全農民がこの記帳を完全にできるようになつたならば、今日の農産物価がいかに工業生産費とのシエーレに悩んでおるか、こういうことに気づくべきであります。しかもまた今日の税金は国民の大多数から取上げて、それがどういふふうに使われておるかといふことを克明に知るべきであります。こうした自分たちの首を絞めるような税金に對しましては、おそろしく記帳能力が完全にできるやうになつたならば、その矛盾に気づいてます。現政府反對になるであらうことを、警告せざるを得ないのであります。

行われておる。たゞは農業調整委員のはつきり決定した収穫高以外にやみ所得をかける、こういうことが全国至るところに行われておる。その理由とすることを、各税務当局がこういうことを行ふのは農民が記帳能力がないからである、実際における收支明細が明らかにされてないからであるといふことが、当局の一点張りの答弁であります。しかしながら今日の農業所得者が、はたして記帳能力を持つておるがごとき状態に置かれておつたかどうか。御承知のように連合国總司令部の覚書によりまして、戦世紀にわたる奴隷的生活に甘んぜしめられた農民といふことが指摘されておる。こういうような長い奴隷的生活に追ひやられていた農民が、今日大蔵当局の言うがごとく、あの煩雜な記帳が完全にできると、もし日本の全農民がこの記帳を完全にできるようになつたならば、今日の農産物価がいかに工業生産費とのシエーレに悩んでおるか、こういうことに気づくべきであります。しかもまた今日の税金は国民の大多数から取上げて、それがどういふふうに使われておるかといふことを克明に知るべきであります。こうした自分たちの首を絞めるような税金に對しましては、おそろしく記帳能力が完全にできるやうになつたならば、その矛盾に気づいてます。現政府反對になるであらうことを、警告せざるを得ないのであります。

行われておる。たゞは農業調整委員のはつきり決定した収穫高以外にやみ所得をかける、こういうことが全国至るところに行われておる。その理由とすることを、各税務当局がこういうことを行ふのは農民が記帳能力がないからである、実際における收支明細が明らかにされてないからであるといふことが、当局の一点張りの答弁であります。しかしながら今日の農業所得者が、はたして記帳能力を持つておるがごとき状態に置かれておつたかどうか。御承知のように連合国總司令部の覚書によりまして、戦世紀にわたる奴隷的生活に甘んぜしめられた農民といふことが指摘されておる。こういうような長い奴隷的生活に追ひやられていた農民が、今日大蔵当局の言うがごとく、あの煩雜な記帳が完全にできると、もし日本の全農民がこの記帳を完全にできるようになつたならば、今日の農産物価がいかに工業生産費とのシエーレに悩んでおるか、こういうことに気づくべきであります。しかもまた今日の税金は国民の大多数から取上げて、それがどういふふうに使われておるかといふことを克明に知るべきであります。こうした自分たちの首を絞めるような税金に對しましては、おそろしく記帳能力が完全にできるやうになつたならば、その矛盾に気づいてます。現政府反對になるであらうことを、警告せざるを得ないのであります。

も、資本の蓄積の根本的なねらいについて、われわれは昔のことを考える必要がある。かつて戦争時代に紡績会社がただちに軍需工場に転換でき得た事情等を考えまして、今日の政府がねらつておるところの法人税の資本蓄積の重点は、すなわちやがては問題になつておるところの、いわゆる軍需工場復活への含みであると言わざるを得ないのであります。たとえ法人税に對しても、今年度は予算上から見ますならば、六十三億の増税であるといふかも知れぬ。しかしながら今日の糸へん景気、金へん景気といふやうなやういふ会社はどれだけの利益を得ておるか。たとえは新光レリオン等は七十九割の利益を上げておる。また帝人等は十五割の利益を得ておる。これは二十五年の上半期の決算でありますけれども、この決算から見まして、わずか五年の増減と比較いたしましたら六十三億の増減では、これでは増税ではない。昨年度の予算と比較いたしますならば、實質的には一千億以上多くとならなければならぬことがはつきりしておるのであります。しかしこういふ方面から金をとらずして、そして一般大衆からとる。たとえは勤労所得税においても、大蔵大臣は予算上における百三十億の減税だといつておられますけれども、實質的には四、五十億多くとれるであらうといふことを言明した。このこと自身がいかにか大衆から税金をとつて、その使い道は大資本擁護のために使用されておるかといふことが、はつきりするわけでありませう。こういうやうな税制改正に對しましては、共産党は絶対に反對するものであります。

も、資本の蓄積の根本的なねらいについて、われわれは昔のことを考える必要がある。かつて戦争時代に紡績会社がただちに軍需工場に転換でき得た事情等を考えまして、今日の政府がねらつておるところの法人税の資本蓄積の重点は、すなわちやがては問題になつておるところの、いわゆる軍需工場復活への含みであると言わざるを得ないのであります。たとえ法人税に對しても、今年度は予算上から見ますならば、六十三億の増税であるといふかも知れぬ。しかしながら今日の糸へん景気、金へん景気といふやうなやういふ会社はどれだけの利益を得ておるか。たとえは新光レリオン等は七十九割の利益を上げておる。また帝人等は十五割の利益を得ておる。これは二十五年の上半期の決算でありますけれども、この決算から見まして、わずか五年の増減と比較いたしましたら六十三億の増減では、これでは増税ではない。昨年度の予算と比較いたしますならば、實質的には一千億以上多くとならなければならぬことがはつきりしておるのであります。しかしこういふ方面から金をとらずして、そして一般大衆からとる。たとえは勤労所得税においても、大蔵大臣は予算上における百三十億の減税だといつておられますけれども、實質的には四、五十億多くとれるであらうといふことを言明した。このこと自身がいかにか大衆から税金をとつて、その使い道は大資本擁護のために使用されておるかといふことが、はつきりするわけでありませう。こういうやうな税制改正に對しましては、共産党は絶対に反對するものであります。

も、資本の蓄積の根本的なねらいについて、われわれは昔のことを考える必要がある。かつて戦争時代に紡績会社がただちに軍需工場に転換でき得た事情等を考えまして、今日の政府がねらつておるところの法人税の資本蓄積の重点は、すなわちやがては問題になつておるところの、いわゆる軍需工場復活への含みであると言わざるを得ないのであります。たとえ法人税に對しても、今年度は予算上から見ますならば、六十三億の増税であるといふかも知れぬ。しかしながら今日の糸へん景気、金へん景気といふやうなやういふ会社はどれだけの利益を得ておるか。たとえは新光レリオン等は七十九割の利益を上げておる。また帝人等は十五割の利益を得ておる。これは二十五年の上半期の決算でありますけれども、この決算から見まして、わずか五年の増減と比較いたしましたら六十三億の増減では、これでは増税ではない。昨年度の予算と比較いたしますならば、實質的には一千億以上多くとならなければならぬことがはつきりしておるのであります。しかしこういふ方面から金をとらずして、そして一般大衆からとる。たとえは勤労所得税においても、大蔵大臣は予算上における百三十億の減税だといつておられますけれども、實質的には四、五十億多くとれるであらうといふことを言明した。このこと自身がいかにか大衆から税金をとつて、その使い道は大資本擁護のために使用されておるかといふことが、はつきりするわけでありませう。こういうやうな税制改正に對しましては、共産党は絶対に反對するものであります。

○夏堀委員長 討論は終局いたしました。これより右八案の採決に入ります。

まず所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、三案を一括して採決いたします。右三案を原案の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○夏堀委員長 起立多数。よつて右三案はいずれも原案の通り可決いたしました。(拍手)

次に通行税法の一部を改正する法律案、登録税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案、及び骨牌税法の一部を改正する法律案の五案を一括して採決いたします。右五案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を願います。

○夏堀委員長 起立多数。よつて右五案はいずれも原案の通り可決いたしました。

なお報告書の作成、提出手続等につきましては、委員長に御一任を願います。本日はこれをもつて散会いたします。

午後零時二十一分散会

〔参照〕

所得税法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書
法人税法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書
通行税法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

登録税法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書
相続税法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書
印紙税法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書
骨牌税法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書
租税特別措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕